

# 石狩市障がい者計画の基本的考え方

## 1 計画策定の必要性・目的

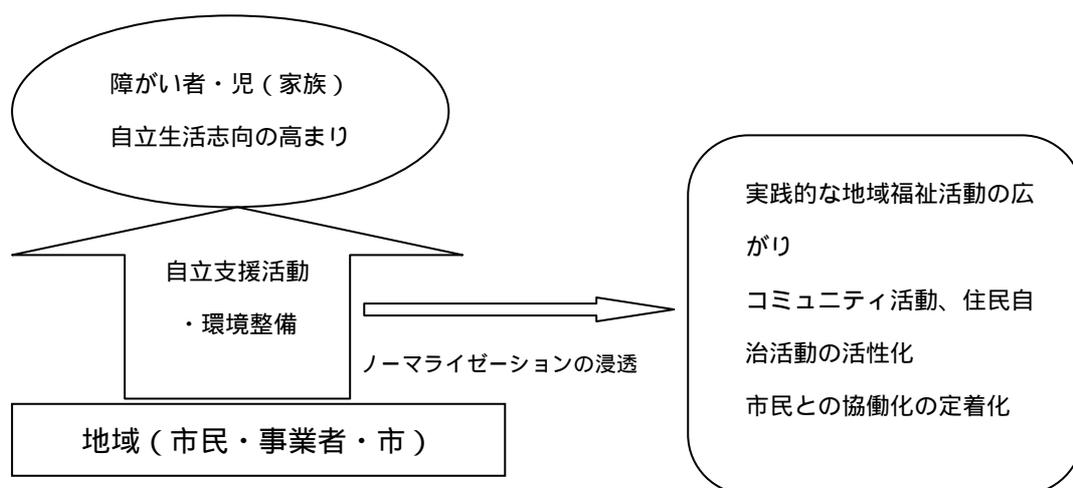
### (1) 障がい者をめぐる法制度改革に対応していくために

- 国においては、平成5年の「障害者基本法」の施行を受け、障害者プランを策定し、このもとに「障がい者の完全参加と平等」の実現をめざし、障がい者関連サービスの充実やハートビル法、交通バリアフリー法など関連法制度の整備が進められてきました。
- また、「精神障害者保健福祉法」の一部改正、知的障がい者や精神障がい者に係る事務事業の委譲など、障がい者をめぐる法制度は、平成12年前後にわたって大きく変革しています。
- とりわけ、平成12年には社会福祉基礎構造改革の一貫として「社会福祉法」が成立し、平成15年度からスタートした「支援費制度」は、従来の「措置制度」に代わって利用者が必要な障がい者福祉サービスを主体的に選択するという、画期的な制度改革であり、平成15年度は「障がい者施策の“新世紀のはじまり”」とも呼ばれています。
- このように、障がい者施策の基調が「施設入所（入院）から在宅・自立生活支援へ」、「措置からサービスの主体的選択へ」とシフトする中で、市として取り組むべき施策領域は一層拡大し独自性のある施策の展開が求められています。
- こうしたおり、国は平成14年12月に「障害者基本計画」とその行動計画として、現行の障害者プランに続く「重点施策5か年計画」を打ち出しており、本市としても国・道と連携を図り、新たな発想に立った障がい者施策を検討し推進していく必要があります。

### (2) 地域自立生活支援システムの構築・共生のまちづくりの実現のために

- 一方、障がい者においては、障がいの重度化、重複化、あるいは家庭介護者の高齢化が進んでいます。
- また、障がい者自身の自立意識の高まりやライフスタイルの多様化が進み、社会的に保護される立場ではなく、“チャレンジド”として積極的な生き方を求める傾向も強まっています。

- さらに、「福祉」はかつてのような特定の人に対する措置（支援）という発想にとどまらず、住民相互の支え合いを基盤として新たなコミュニティづくりへの重要なキーワードともなっています。
- その意味で、障がい者計画は、これからのまちづくりにおいて重要な課題である「市民との協働化」のあり方について、障がい者施策の観点から検討し、地域としての福祉の向上、さらには福祉を通じたコミュニティづくりの仕組みを定めるものとして認識していく必要があります。



### （３）地域福祉計画の実践的活動につながる実効性ある計画のために

- 以上のような認識から、本計画も「障がい者支援」だけでなく、新たなまちづくりへの取り組みの一環として積極的に捉え、障がい者施策の視点からの福祉改革、市民との協働によるまちづくりへの「行動計画」として位置づける必要があると考えます。
- このような認識に立って、市内に居住する障がい者等の生活実態や施策ニーズを把握するとともに、保健福祉分野をはじめ障がい者の自立生活に係る関連施策の現状評価を行い、国・道の障がい者関連計画などとの整合をはかりつつ、障がい者施策を総合的、体系的に検討し、障がい者施策に係る行動計画となる「石狩市障がい者計画」を策定しようとするものです。

## 2 計画の位置づけ

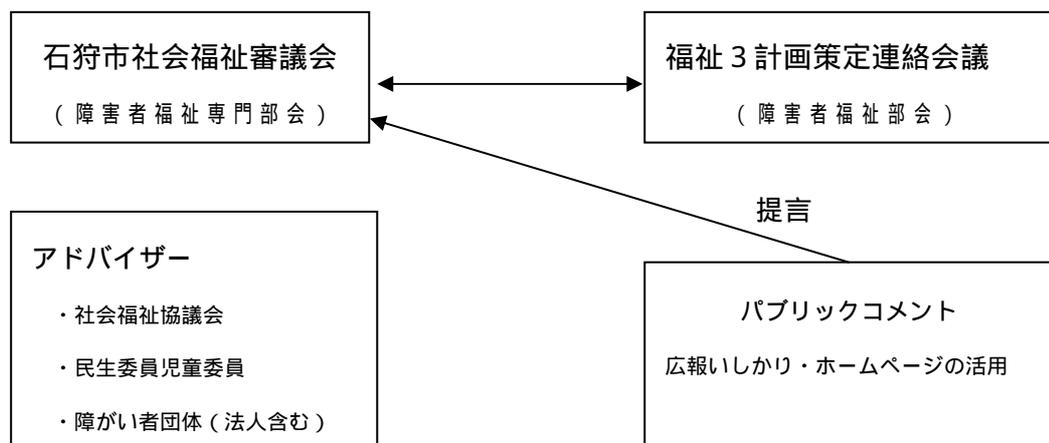
- 本計画は、障害者基本法第7条の2第2項に定める市町村が行うべき施策に関する本市の基本的な計画であるとともに、次期石狩市総合計画の障がい者福祉分野における具体的な計画（施策）としての役割を担うものです。
- なお、本計画は、今回同時に策定しようとする「地域福祉計画」との整合性を図る必要があります。
- 計画の位置づけイメージ（「別紙1」P7参照）

## 3 計画の期間

- 平成17年度～21年度の5カ年とします。
- 5カ年を1期とした計画とし、次期計画については平成21年度内に見直します。
- 各計画期間のイメージ図（「別紙2」P8参照）

## 4 計画策定体制

- 石狩市社会福祉審議会（障害者福祉専門部会）を障がい者計画策定委員会とし、行政内部の横断的な連絡会議との緊密な連携を図ります。
- また、幅広い市民の意見を取り入れるため、広報「いしかり」やホームページを活用したパブリックコメントも実施します。
- 福祉3計画策定体制（「別紙3」P9参照）
- 障がい者計画策定イメージ



## 5 障がい者計画の基本的視点

本計画の策定にあたっては、次のような視点に立って進める必要があると考えます。

### (1) 支援費制度などの法制度改革に対応した、利用者本位の障害者福祉サービスの提供（ケアマネジメント機能の確立）

- 国の新たな「障害者基本計画」において、“利用者本位の支援”が基本方針の中に位置づけられています。これを具現化していくためには、平成15年度からスタートした支援費制度の利用をはじめ、障害者が主体的に選択しながら必要とするサービスを利用できるよう、総合的な環境づくりに取り組むことが必要と考えます。
- 特に、支援費制度には、介護保険制度にあるような“ケアマネジメント”が制度的にないため、「障がい者の主体性、自立性の尊重」の視点に立ってケアマネジメント機能を明確に位置づける必要があり、地域としての独自性を打ち出していく必要があります。
- また、その運営にあたっては、必要とするサービスが適切に提供されることが原則であり、サービス利用のモニタリングとして利用者の評価システムや福祉オンブスマン制度などの評価システムの確立についても検討課題と考えられます。

### 障がい者生活支援システムのイメージ

サービス利用の主体性、選択性の確保	契約者としての利用者の権利の確保
サービスの量と質の確保	サービス利用の促進
ケアマネジメント・相談体制の充実	

### (2) “心のバリアフリー”に配慮した、連続性ある障がい者サービスの提供

- 障がい者の地域生活を支援していくためには、保健医療福祉サービスにおいて一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応が求められていると同時に、それぞれのライフステージに応じ、教育や就労など他の制度・施策との関連性を確保し、連続性のある施策・サービスを受けられるようにしていく必要があります。
- このことは、国の新たな「障害者基本計画」の中でも“ライフサイクルの全段階を通じ総合的かつ適切な支援を実践する”と掲げられており、障害者の地域生活

を支援する様々なサービスや施策について、「時間軸（ライフステージ）」から現行の施策・事業を洗い直し、「施策・サービスの連続性」が確保されるような生活支援システムのあり方を検討する必要があります。

- このため、障がい者の地域生活を支援する様々なサービスや施策について、ライフステージの考え方を取り込み、「施策・サービスの連続性の確保」の視点から一人ひとりに応じた生活支援システムのあり方を検討する必要があります。

### （３）“まちづくり”へのユニバーサルデザインの視点の積極的導入

- 「福祉のまちづくり」の条例化（平成16年度施行予定）や平成12年度の「交通バリアフリー法」を契機に、障がい者を取りまく生活環境のバリアフリー化が進められていますが、一面では「障がい者の専用利用化」となり、結果として障害のある人となない人との相互の理解と交流を阻む要因となっているケースもあります。
- このため、“物理的バリアフリー”からさらに一步踏み込み、まちづくりのあらゆる場面において「ユニバーサルデザイン」（みんなにやさしい）の視点を取り込まれるよう施策検討を進める必要があります。このことは、「新障害者基本計画」の重点課題の一つに位置づけられています。
- 参考資料2「石狩市福祉のまちづくり条例案の概要」参照

### （４）ノーマライゼーション、インクルージョンの浸透と情報バリアフリーの推進

- 障がい者が一人の住民として、地域社会の中で、障害のない人々と同等に暮らすことができる“共生社会”の実現のためには、その人権が尊重され、地域の一員として責任を分担できるよう、ノーマライゼーション、インクルージョンの思想の浸透や権利擁護に係る施策拡充を検討する必要があります。
- また、障がい者等の社会参加と自立を支援する上で、情報バリアフリー化は重要な課題の一つでありIT化がもたらす効果は極めて大きく、障がい者の視点に立った効果的なコミュニケーション手段としての活用を進めるとともに、障がい者の就労の拡大、社会参加領域の拡大、さらには地域の重層的な生活支援ネットワーク化などITの活用方策についても検討を加える必要があります。

### （５）“市民と行政との協働化”の確立のための計画づくり

- 障がい者計画は、保健、医療、福祉、教育、雇用、生活環境など幅広い分野にわたるため、施策を個別に行っていくだけではなく、関係部署・機関とが相互に調整を図りながら連携し総合的、効果的に施策・サービスを実践していくことが

必要であり、計画の進行管理（事業評価）システムの確立につながる分析と施策検討を行うことが求められています。

- また、障がい者の地域での在宅生活・自立生活を支援していくためには、関係機関・団体や企業、ボランティア団体、NPOなど地域を構成する様々な客体が担っていくべき役割分担の方向を共有し、まさに地域福祉を推進していくことが必要です。
- しかし、これまで計画の目標設定は、主要な保健福祉サービスの数値目標が示されるにとどまり、「行政計画」の域を脱し得ないているが、「地域福祉の推進」が法的に明示されるなど、障がい者施策も他の福祉施策同様に、施策の検討にあたっては、市民一人ひとりにとってもわかりやすく、地域福祉活動への動機づけとなるような数値目標化について、新しい視点から検討していくことが必要であり、このことが地域性ある施策展開や市民等との共有目標の情報発信につながるものと考えます。

## 計 画 の 位 置 づ け

石狩市障がい者計画は、本市の基本的な行政計画策定の指針である「石狩市新総合開発計画」(地方自治法第2条第4項の規定による本市の基本構想)の福祉分野における具体的な計画としての役割を担い、既に平成15年度にスタートした「高齢者保健福祉計画」(「介護保健事業計画」含む。)や、平成17年度のスタートに向けて策定に着手したこのたびの「地域福祉計画」及び「次世代育成支援計画」のサービス目標量などとの整合性を図り施策を定めるものとします。

また、今後条例施行を予定している「福祉のまちづくり条例」との連携も図ることとしております。

イメージ図

